



台風19号災害で被災された方のパスポート手数料(長野県分)を免除します

令和元年台風第19号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方が、次の要件のいずれにも該当する場合には、申請により、一般旅券（パスポート）の交付手数料(長野県分)が免除されますので、該当すると思われる方は、別紙チラシの「お問い合わせ先」まで、ご連絡ください。

1 要件

- (1) 台風19号災害により、令和元年10月12日（土）時点で有効な一般旅券（パスポート）を紛失又は損傷したことにより、長野県内において新たな一般旅券の発給申請をすること（当該紛失又は損傷した旅券のうち、申請時点で有効期間が満了しているものを含む）
- (2) 県内に住所又は居所があり、台風19号災害に、り災したことについて、市町村長等からり災証明書を受けていること

2 免除される金額

一般旅券（パスポート）手数料（長野県分）の全額 2,000円
 ※ 国に納める手数料は免除されませんので、ご注意ください。

3 申請に必要な書類と提出先

項目	(1)新規旅券の申請と同時に免除申請する場合	(2)新規旅券を受領済みの場合 (還付請求の場合)
必要書類	① 紛失届または損傷旅券 ② 一般旅券の発給申請に必要な書類 ③ 手数料免除申請書【様式1】 ④ り災証明書(写し可：市町村長等発行)※	① 手数料免除申請書【様式1】 ② り災証明書(写し可：市町村長等発行)※ ③ 請求書【様式2】
提出先	長野県内の旅券申請窓口	

※り災証明書： り災証明書に申請者の氏名の記載がない場合には、り災者の方との関係確認のため、原則として住民票（世帯全員が記載されたもの）の提出もお願いします。また、申請内容の確認にあたり、その他の書類提出をお願いする場合があります。

4 免除申請の期限

手数料免除の申請期限は、令和2年3月31日（火曜日）です。
 ※ 既に納入された手数料については、上記3(2)の手続により還付します。

5 お問い合わせ先（県庁国際課及び長野県内の旅券申請窓口）

別紙チラシの「お問い合わせ先」のとおり

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —

学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

県民文化部国際課外事・パスポート係
 （課長）根橋 幸夫（担当）矢島 武
 電話 026-235-7173（直通）
 026-232-0111（代表）内線 2803
 F A X 026-232-1644
 E-mail kokusai@pref.nagano.lg.jp